## お持ちの空き家、空き家バンクに登録しませんか?

串間市では、移住者の住まいのサポートのために「空き家バンク制度」を導入しています。 所有している空き家を有効に活用しませんか?

## ● 空き家バンクって、どんな制度?

空き家バンク制度は所有している空き家を貸したい・売りたい人が登録し、市公式サイトなどを通して自治体が物件情報を提供します。この情報をもとに移住希望者が希望する物件を見つけ、所有者と直接交渉契約ができる仕組みです。



- なぜ空き家対策って必要なの?
- ▶ 老朽化による倒壊の危険があるため 空き家をそのままにしておくと倒壊の恐れがあり、周囲の住居への被害も考えられます。
- ▶ 防犯上の問題 空き家は人の出入りがないため、犯罪の現場になってしまう恐れがあります。
- ▶ 景観上の問題 建物の状態が悪くなるだけでなく、庭の雑草や木が伸びて景観が悪くなる恐れがあります。
- 空き家バンクに登録するとどんなメリットがある? 空き家は維持・管理に時間もお金もかかってしまいます。空き家バンクに登録することにより、 景観保護や空き家の維持・管理における所有者の負担軽減につながります。
- 空き家バンク活用の流れ
- <空き家バンクへの登録>
- ①総合政策課へ空き家物件の登録申込をします。
- ②市の担当者が物件の現地確認を行います(所有者の方もご同行ください。)
- ③空き家バンクへ物件情報を登録し、市の公式サイト等へ掲載します。

## <空き家バンクの利用>

- ①移住希望者から串間市役所へ問い合わせがあります。
- ②市の担当者が空き家の所有者に連絡を取り、見学日程の調整をします。
- ③空き家の所有者、移住希望者、市の担当者により物件の見学(内覧)を行います。
- ④空き家の所有者と移住希望者の当事者間で、交渉・契約を行います。
- ※市役所は交渉・契約(賃貸売買)に関する仲介は一切行うことができません。 ※契約時・契約後のトラブル防止のためにも、専門業者の仲介をお勧めします。

詳しくは、串間市役所公式サイトをご参照ください。 串間市公式サイト>くらし>空き家>空き家バンク登録について https://www.city.kushima.lg.jp/main/city/cat3178/post-576.html





問合せ先;総合政策課地域振興係 ☎ 0987-55-1153